

議案第 8 4 号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数を100分の10月引上げ3.25月（6月1.55月、12月1.7月）とする。

3 附則規定

平成29年4月1日から施行する。

影響額

H29	H28	差額
9,123,000 円	8,842,000 円	281,000 円

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条 例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」 に、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	（期末手当） 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条 例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」及び「<u>100分の137.5</u>」 とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。